平成２３年（フ）第４５５号
秋田市楢山本町３番45号　レジデンス楢山201号
債務者　進藤賀世子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６０号
秋田市広面字大巻26番地１　長谷川コーポ202
債務者　佐々木　厚
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６９号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅６－２号
債務者　鈴木　美希
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２号
福島県伊達市川原町23―１　ブラウンハイムＡ棟303号室、住民票上の住所福島市瀬上町字桜町３丁目９番地の17、従前の住所福島市腰浜町20番５号　サーパス腰浜106号
債務者　佐藤絵梨香
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２６６号
福島県伊達市川原町37番地３　吉田住宅西７号、従前の住所山形県東根市大字蟹沢1779番地10　コーポサトウ２―１
債務者　眞塩　麻美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３２３号
茨城県結城市大字結城9146番地９
債務者　赤荻　紀子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３９号
茨城県古河市坂間67番地６
債務者　梅本　真衣
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４６号
茨城県筑西市有田493番地
債務者　古澤　君子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１８３号
千葉県船橋市上山町３丁目617番地18
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３８号
千葉市中央区都町125番地１
債務者　石橋　滋之
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９２号
千葉市稲毛区あやめ台２番28棟403号
債務者　福井　穂子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９５号
千葉市若葉区坂月町204番地
債務者　大野麻里子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０１号
千葉県市川市新井２丁目９番15―201号　メゾン・デュース
債務者　中野　秀貴
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１５号
千葉県船橋市薬円台２丁目14番１―409号
債務者　伊藤　直也
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７２号
千葉県習志野市本大久保３丁目５番９号　八木ハイツ102号
債務者　佐藤　宏之
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９５号
千葉県東金市田間1287番地４ダイアパレス東金Ⅲ606
債務者　高田　誠一（旧姓前澤）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
富山県魚津市横枕855番地12
債務者　油科　文万
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
富山地方裁判所魚津支部